~ 成年後見制度推進マニュアル作成委員会 ~ 第4回 成年後見制度市町村長申立推進マニュアル作成部会 概要

日時 平成23年12月20日(火)10時7分~12時8分

場所 千葉県社会福祉センター4階会議室

出席者 委員 10名

帯同 2名

事務局 県社協 6名 合計18名

概況:1 開会

2 議題

- (1) これまでの協議に基づく修正箇所について
- (2) 各部会に共通するテーマ 成年後見等の担い手となる市民後見任等の養成及び社会福祉協議会等関係機関との連携について
- (3) 成年後見制度利用支援事業について
- 3 閉会

記録

- ・ 本議事録は公開する了承を得ています。
- 氏名については敬称略とさせていただきます。

1 開会

(高田班長)

第4回成年後見制度推進マニュアル作成委員会市町村長申立推進マニュアル作成部会を 開会いたします。

【議事概要】

2 議題

(1)これまでの協議に基づく修正箇所について

(佐藤部会長)

前回の修正箇所について事務局に説明をしてもらいたい。

(高田班長)

資料に基づいて説明。

(佐藤部会長)

今回は修正部分も含めて議論をして頂きたい。

(岡本委員)

7ページの(4)法人成年後見制度とあるが、制度をつけた方が良いのか。違和感を感じるが。

(佐藤部会長)

確かに、「法人後見とは」にしよう。法人後見の方が一般的でその方が慣れている。

(赤荻委員)

9ページの成年後見人等が就任したことによるメリットであるが、市町村長の申し立てというのはあくまでも本人の福祉を図るために特に必要であると認めるとき行うものである。だから、申立をする前提に本人の福祉が不足した状態がある。本人が地域で安心して生活できるということをもっと強調すべきと思う。それによってどのような結果が生まれたのかを、具体的に列記したのだと思うが、その順番は、身上監護が先に中心的に書いて欲しい。

10ページの上の段の真ん中の法律名の養護者が「社」に誤変換されている。

11ページのフローチャート (2) 申立ての準備の要点は位置が違うと思う。例えば後見人候補者の検討などは、市町村長申したての方向性が決まってから行うものであるので、ここに書く必要は無い。これら要点はここに抜き出さなくても、脇に寄せて書いてもよくないか。

保佐もしくは補助申し立ては本人申し立てができるので、援助をすれば本人申立ができるのではないかという判断をどこでするのか。その検討をするところがない。本人にその能力がある場合は、財産の有無に関わらず本人申立をした方が良いと思う。

類型の選択についても、主治医の診断書の結果によってほぼ類型は決まってしまっているので、ここの位置で良いのか。

12ページの(1) - の例書きに身元引受人がなく入所できないとあるが、後見人は 身元引受人の代わりにはなれない、単なる契約者である。本人が契約をできないから、代 わりに契約をしてくれる人で、好意で身元引受人もやってくれている人はいるが。

14ページの下から2行目から1行目、「提供できる」という言葉が続くので読みにくい。

「後見人等候補者へ提供できる情報の基準を定めて」と変更してはいかがか。

27ページと28ページの参考様式は千葉市の様式だと思うが、28ページの枠下の添付書類は千葉市の場合は、区で準備するためのもので、必要ないのではないか。

35ページの成年後見制度利用支援ケース検討会設置要領も千葉市のそのまま載せているが、他の要綱はモデルを載せているので、モデルを載せた方が良いだろう。

(佐藤部会長)

何点かの指摘事項をいただいた。誤字の訂正などはそのとおりだと思う。

9ページのメリットについては、身上監護を強調したほうが良いという意見であったが、 その通りだと思う。ここに挙げてあるメリットはこのままでもよいが、ここに書き加える ような形にしたい。前回の協議ではデメリットも書くことになっていたが、このままでも よいか。

(横山副部会長)

不利益の側面も入れておいたほうが良いと思うが、赤荻委員の指摘のように身上監護などを強調することも必要だと思う。

(佐藤部会長)

ここは赤荻委員と横山副部会長の指摘を踏まえて、書き方の工夫をして欲しい。

1 1 ページのフローチャートについて、(2)申立ての準備の要点を脇に置くという指摘であったが、どのようにしたらよいか。

(赤荻委員)

この要点は注意書きのようなものであるから、項目を立てる必要は無いと思う。ニーズ の発見があったら、すぐに (3)本人調査と検討に入るためである。

(佐藤部会長)

そのようなことか。(2)の から は落として、13ページ以降に含めていくようにする。

本人申立ての場合をどこかに記載をした方がよいということであるが、このフローチャートの中にか。

(赤荻委員)

特に指定はしない。ケース方針の決定あたりに触れてみたらどうか。

(佐藤部会長)

22ページあたりに触れるようにするか。

(赤荻委員)

それで良いと思う。

(佐藤部会長)

類型の選択については、フローチャートに入れるというよりも、診断書の作成の21ページに記載があれば良いということで良いのか。

(赤荻委員)

そのとおりである。

(佐藤部会長)

考え方として類型を先に決めるのではなく、千葉市では診断書のほうが早いということか。

(赤荻委員)

先に想定していた類型と差が生じてしまった場合、再度診断書のお願いをすることがあるので、先に診断書を貰ってしまうということである。

(佐藤部会長)

フローチャートに入れるかどうかは別として、保佐・補助の場合は本人申立てができるということをどこかに入れるかということと、診断書の前に類型を決めたほうがよいという意見、この 2 点について意見が欲しい。

(岡本委員)

類型の選択はなくてもよいかと思う。類型の選択とは判断能力の程度や本人の生活課題によって、本人の代理権をどのようにつけるかによって、保佐・補助の差が生じるところだと思う。家裁の判断は診断書のどこにチェックがあるかで決まってしまうところがあるので、ニーズの発見や相談のところで、代理権の必要性などもきちんと確認をしていれば良いと思う。

実際に家裁申立ての準備の相談のときは、診断書を書いてくれる医師がいるかどうかから始まり、診断書ができたらそのチェック欄を確認してから申立ての類型を決めたほうが良いとアドバイスをしている。

(佐藤部会長)

今の岡本委員の意見は類型の判断をしなくても良いということではないとですよね。と にかく診断書をもらうということだと思う。

(岡本委員)

(2) - として並べなくても良いと思う。

(佐藤部会長)

赤荻委員の意見は(2)の から を全部落としてという意見であるから、落とすのであればそれで良いと思うが。

(赤荻委員)

22ページの(4)の 市町村長申立の適否に付加えるとしてはどうか。

(佐藤部会長)

あらかじめ類型の想定をしてから診断書の作成を依頼するか、診断書の出来上がりを待って類型を決定するか。医師はこちらが情報を提供したようにチェックをするところもあるので、大体の意見を持って診断書の依頼をしないと医師のほうが困ってしまうこともある。だからここの前後関係はどのように書いたところで、同じような話になるのでは無い

か。でも、フローチャートからは落とすということでよいか。

(赤荻委員)

保佐も代理権をつければ後見と変わりが無いので、保佐か後見かは問題ない。問題は保 佐か補助かという所である。

(佐藤部会長)

フローチャートから(2)の から は落として、それぞれの所に書き加えていくというところで良いと思うが、どのように書き加えるかは工夫が必要だと思う。

診断書の作成時期についても、きちんと決めたほうが良いという意見がある。 本人申立の可否について、他に意見あるか。

(櫛引委員)

このマニュアルを見る人がどの位のレベルであろうか。フローチャートで全体像が見えるようにしたほうがよい。前に戻らなければならない場合や問題が複合化した場合はどうするのかとか、そのような全体像が見えない。もう少し機能よく、わかりやすいフローチャートを作るべき。

(佐藤部会長)

具体的にいうと、もう少し矢印を増やすということか。

(櫛引委員)

素直に進まなかった時に、どこに戻ればよいかが分かるようにあれば良い。

(赤荻委員)

千葉市の場合は、実務フローチャートがあるが、参考になるか。それはあくまでも相談 の流れである。

(佐藤部会長)

前回の協議ではA4サイズ1枚に収まるような簡潔なフローチャートを作るということで、まとめたものである。矢印を増やすと収まらなくなる。でも、色々なルートの存在を記載したほうがよいということか。千葉市のものを参考に出来るか。

(赤荻委員)

行政と社協の間のものであるので、このマニュアルに適応するかどうかは分からない。

(佐藤部会長)

このフローチャートだと上から下への一方通行であるので、戻ったりした時が分からないので、それを加えられたほうがよいという指摘はそのとおりであると思うので、赤荻委員の手元にある千葉市の実務フローチャートを提供してもらいながら、このフローチャートは再考することとするとしてよいか。

(横山副部会長)

11 ページはフローチャートというよりも申立ての流れで、目次的なものである。だから、フローチャートは別に作成したほうがよい。そのフローチャートには解説も必要にな

るだろうから、ボリュームが増えると思う。

(佐藤部会長)

一度作ってみないといけない。時間的にはもう一度の会議があるが、その前に赤荻委員から提供いただいたフローチャートを参考に作成して、どのような解説を入れたらよいかを各委員から意見をいただき、議論をしたいと思う。横山副部会長の意見も、フローチャートはつけた方が良いという意見で良いのか。

(横山副部会長)

つけた方が良いが、もう少し内容を充実して欲しい。

(佐藤部会長)

内容が増えることはかまわないだろうから、事務局に再度の作成を依頼したい。 11ページは流れだけだという指摘であるが、この流れ的なものも残していくか。

(横山副部会長)

全体的な流れはあった方が良いと思う。

(佐藤部会長)

では流れは流れとして残し、別にフローチャートを作り解説も、含めることとすること でよろしいか。

35 ページのケース検討会設置要領は千葉市のものを参考にしたが、不特定の設置要領モデルにするとしてよいか。

(赤荻委員)

12ページの(例)の身元引受人という所はどうか。

(佐藤部会長)

ここは取ってしまった方がよい。ここだけ (例) があってもしかたないので、とること にしたいがよろしいか。

(赤荻委員)

あと 14 ページの提供できるが重複する部分は、いかがだろうか。それから、申立は住所地にこだわらないということについて、言い忘れていた。25 ページの(6)申立てに住民登録をしている場所とは必ずしも一致しないとあるが、住民登録地と現に所在している所に差がある例は数多くある。そのようなときにどちらの市町村が後見申立をするべきかで揉めることが多いので、きちんとルール化をするべきである。色々と実状も違うので、難しいとは思うが。

(佐藤部会長)

25 ページの申立てについて、所属の市町村が複数にまたぐ場合について、現在はあえて記載していないが、赤荻委員の意見としては、本人がまさに住んでいる所が申立てを担当するべきということでよいか。

(赤荻委員)

生活保護は基本的にどこに住所があってもよいことになるのだから、それと同じように まさに身体があるところが行うべきかと思うが、決められていないので。

(佐藤部会長)

どのように表現をしたらよいか。他の市町村でも同じような経験をしている所があると思うが、いかがか。市町村間で調整がつかないような場合は県に裁定を依頼するとかという方法もあるのか。

(磯邊委員)

実際に他市町村での生活が長期であって、しかもそれが遠方の場合はこちらが対応するのは難しい。居住市町村と話し合いをして、本人の不利益が無いようにする。遠方の他市に住んでいる場合は、松戸市が申立をする為にはどうしても時間が多く必要になる。保険者が誰なのかということもあるが、担当者として本人の身柄があるところがすることが良いと思う。

(岡崎委員)

隣接市居住のケースで、最終的に申立てにならなかったケースであるが、隣接市が全く対応がなかったため、当市で対応すべく裁判所に相談した時に、裁判所から生活地の市町村が本人の状況を一番把握しているであろうから、申立をするべきと指導を受けたことがあった。両方の市町村でよく話し合っていくしかないと思っている。

(佐藤部会長)

なかなか決定的なものがないようである。話し合いが必要であるというようにして、話し合いがつかなかったら、申立てがどんどん遅れていくことは避けなければならないと思う。どのようなことが鍵となるか。

(赤荻委員)

申立をする市町村は、本人の実状をわかっている市町村がよいということだけでも、良いと思う。

(佐藤部会長)

本人の実状を良く把握している所が市町村長申立を行うという、基本点を確認した。ではどのようなことを本人の実状を把握したことになるのであろうか。そこを具体的には書けないかも知れないが、この基本点と話し合いの不調整によって申立てが遅れてはいけないという注意書きを、書くことにしようか。

(横山副部会長)

本人の親族調査をした市町村が、親族申立ての可能性を探し出すこともあるから、「そこまで調査したのだから、そちらでやって欲しい」という話しでしょうか。

(赤荻委員)

そういうことである。他市の施設に入所していても、自宅がまだ千葉市にある場合や、 住所だけが市内に残っていて実体が無い場合など、条件が様々である。

(横山副部会長)

誰が調査をしなければならないのかということが、マニュアルの中になかった。ニーズの発見、相談を受け付けた市町村がやることになるのか。それとも住民登録上の市町村がやるのか。申立て協議の前に決めなければならない事である。

(佐藤部会長)

25ページの記載という問題よりも、12ページのところに複数の市町村が関与する場合といった項目を立てて、どちらが調査をするのか、どちらが申立をするのかについて、関係市町村で協議をする必要がある。その時の協議する要点は、本人の実状を一番把握しているのはどこかということであるが、関係する市町村は協力をした上で本人の実状を継続的に把握している所が申立をすることが好ましい、という表現ではどうか。

(櫛引委員)

13 ページの下から 2 つ目の 印、場合によればとあるが、これはどのようなケースが 当てはまるのか。イメージができればよいかと思う。

14ページの最終段落のアンダーラインの箇所、覚書は誰と誰が締結するのかが、わからない。例示があった方がよい。

22ページの 審判前保全処分の申立ての必要性についての解説が必要ではないか。

37ページ2.作成上の留意事項の一番上の 印、この文章の前になぜそのような規程 (要綱)の整備が必要なのかその趣旨を入れた方がよい。

48ページの予算確保が全て割愛されてしまったが、この成年後見制度利用支援事業は 市町村だけの負担ではないということが分かったほうが、利用しやすいのではないかと思 うので、細かい負担割合までは難しいだろうが、入れておいたほうが良いと思う。

全体的に専門用語の解説を、巻末の用語解説や脚注のようにしたほうが良い。

(佐藤部会長)

13ページのイメージできるような例がほしいということであるが、例書きでよいか。例えば親族後見人が一人では不安なので、専門職や法人の後見人もつけるという方法がある、あるいは、親族後見人が高齢で将来に不安がある為に複数後見人で対応する様な例が多い。そのような例をあげるということでよいか。

(櫛引委員)

イメージできれば良いと思う。

(佐藤部会長)

それではそのように工夫をすることとする。

14ページの覚書については明確に、誰と誰が契約をするのかを書いた方が良い。市町村と後見支援を行っている成年後見センター等との間で覚書があれば良いという主旨かと思う。そのような形ではどうか。

(櫛引委員)

覚書のイメージがあると良いと思う。

(佐藤部会長)

千葉市はそのようなものがあるか。

(赤荻委員)

社協の成年後見支援センターとの契約書の中に入れてある。

(佐藤部会長)

委託契約書の中に含まれているということであるが、他の市ではどうか。

(佐藤(有)委員)

浦安市は全体的な契約書の中で交わしている。

(山本委員)

佐倉市は後見人候補者の推薦を行っていないので、まだそこまで至っていない。

(佐藤部会長)

船橋市は7月からNPO法人が委託を受けているが、そこの部分の契約が無いのでギクシャクしているので、別途契約をするべきと思う。千葉市の契約書の内容を参考にさせてもらいたいがいかがか。

(赤荻委員)

千葉市は覚書ではなく、契約書に含まれているが、それでよければ。

(佐藤部会長)

14ページの中ほどの 印、弁護士・司法書士・社会福祉士などの専門職の場合は利益相反に抵触するかどうか判断のために、個人情報の提供を求めるであろう。提供がなければ断るだろう。ここは各市町村がどのように判断をするところであろう。

(赤荻委員)

千葉市は後見人候補者を探すために、各団体にそのまま流している。家庭裁判所も同様 だ。

(佐藤部会長)

弁護士会と司法書士会は守秘義務規定を持っている。但し選任を受けた後に守秘義務が発生することだけでなく、検討段階で得た情報についても準ずることとなる。専門職後見人については、判断するための情報を流して欲しいと思う。社会福祉士会の守秘義務規定については確認をしていないが、あるはずである。

22ページの 審判前保全処分についての解説がほしいということであったが、【資料3】35ページはその資料ではないようであるが。

(高田班長)

その解説は (5)対象者の状況把握・申立書類の作成 の最後の段落にあります。この部分を 審判前保全処分の申立ての必要性のすぐ下に移動してはいかがでしょうか。

(佐藤部会長)

そのような形でよいか。

専門用語の解説の中に、保全処分についても入れるということでどうか。

(高田班長)

用語集については、63ページ以降につける予定でしたが、今回は間に合いませんでした。ご了承いただきたいと思います。

(佐藤部会長)

その中に審判前保全処分という言葉も入れて欲しい。

- 2.1ページの診断書のくだりは位置がおかしいと思うので、上に移動したほうが良い。
- 37ページの2.作成上の留意事項の前に、なぜこのようなものを書かなければならないのかといった意味を解説してほしいという指摘であったと思うが。

(櫛引委員)

一番初めの 印の前に、必要性についてのコメントが入ったほうが良い。

(佐藤部会長)

要綱が必要であるということか。

(櫛引委員)

急務であるとあるが、急務である理由を入れた方が良いということだ。

(佐藤部会長)

なぜ急がなければならないのかということか。

(櫛引委員)

迅速かつ適切ということが第一、ケースによって判断がぶれることの無いようにする為 ということだと思う。

(佐藤部会長)

本人にとって迅速に対応出来るような仕組み必要だから、要綱などの規定整備が必要という文章を入れておけば大丈夫か。それで良いか。

48ページの費用負担割合は前回の議論で不評であったので削除をしたが、全く削除してしまうと分かり難いようである。簡単に市町村が100%負担するのではなく、国や県にも負担割合があるという一文をいれるということではどうか。

(櫛引委員)

このマニュアルを使う人が使いやすくなるようにすれば良い。

(佐藤部会長)

それを45ページのどこかに入れれば良いということでよいか。

(横山副部会長)

全体的な指摘であるが、資料と参考の表示の使い分けをした方が良い。例えば資料2の 四親等内の親族は参考でも良いのではないか。様式例は後ろのほうに様式集としてまとめ たほうが見やすい。また、文章がですます調とである調が混在している、統一したほうが 良い。

全くの初心者用のマニュアルとするほうが現実的である。そうした視点で見ると、12

ページの関係機関に障害者虐待防止センターや労働基準監督署なども入れたらどうだろうか。

申立ての準備の要点の類型の選択は、なぜそれが必要なのかという基礎的な部分を、入れておく必要がある。17ページ本人調査の検討項目アからクについても、全て補足が必要と思える。日常生活の状況の把握とは、日常生活上どのような不都合や不便があって、どのように問題を解決したらよいか、わかりやすく記述してあった方が良い。

親族調査も、なぜ行う必要があるのか。初めて行う者はわからないであろう。また、後見登記についても用語の解説でも良いが、解読が必要である。21ページの診断書の作成依頼についても、診断書の意味や意義の説明があった方が良い。

- 22ページ(4)の 市町村長申立ての適否(客観性、公平性)とあるが、この判断が曖昧ではいけない。 対象者に対する支援内容については、何が支援を意味するかが不明。
- (5)には「対象者を訪問し」とあるが、対象者とはどのような人を示すのか、説明が不足と思う。 丁寧に整理をして欲しい。 36ページの円グラフは、表記が不鮮明のため意味が分からない。

(佐藤部会長)

基本的には市町村で初めて担当する者のマニュアルであるという観点から、作成することとする。横山副部会長からの全体的な指摘はそのとおりだと思う。

17ページの本人調査の意義やアからクまでの補足の必要性についても、指摘のとおりだと思うが、どのような加筆をしたら良いか。

(赤荻委員)

27ページにあるケース記録を使って調査をすることになるだろう。検討項目とケース記録の項目に誤差が無いようにすれば良いと思う。

(佐藤部会長)

本人調査をする意味合いを加筆するということと、検討項目をあげるのであれば中味をもう少し解説して欲しい。後ろの書式に説明を加えるという方法でも良い。それぞれの項目について、どのような文章にしたら良いかの議論は難しいところもあるので、これは各委員に別途示していただき、次回までにまとめたいと思う。

- 18ページの親族調査も同様にしたいと思う。
- 20ページの後見登記は用語解説だけで良いと思う。
- 2 1 ページの診断書を裁判所が要求する意義について、これはかなり専門的なものになるので、これは協力をする。
- 22ページの検討事項についても、少し解説する必要が無いかという指摘があったが、 市町村長申立ての適否とはどのようなことなのかということを、よく分からなければならないので、何か提案があるか。
 - 36ページの円グラフは良くわからないので説明して。

(高田班長)

現在県内の50市町村で規定整備が済んでいますが、要綱が35箇所、規程が15箇所という状況を円グラフにしたものです。カラーの表をそのまま白黒印刷にしたため、見難くなってしまいました。文章化してありますので、このグラフは削除をしてもかまわないのではないかと思います。

(佐藤部会長)

図式化する必要は無いかと思う。ここだけ円グラフというのもおかしいだろう。削除する方向で整理したい。

横山副部会長からの指摘は、このように整理をすることとしたいがよろしいか。

(横山副部会長)

どのような類型を選択するか、何か指針になるようなものがあると良いと思う。

(佐藤部会長)

書くことはできると思うが、相当分量が増えると思う。選挙権の例があげられているが、書き込むと保佐や補助でも、取消権がつくと本人契約能力の制限になるので、そのような制限はできるだけ少ないほうが良いと思う。本人の現有能力を活かした形で地域生活を維持する為には、できるだけ制約の少ないものを選択するべきという話が、ここに入ってくるのかなと思う。そのような主旨の文章をここに置いた上で、3類型の説明をしたいと思う。

(赤荻委員)

22ページの(5)の対象者の状況把握のところで、例えば、保佐の場合は本人の同意書の入手や代理権付与の説明など調整しなければならない。また、本人の能力の有無に関わらずきちんと説明をして、本人の同意を取り付けることが大事である。そこを入れて欲しい。

(佐藤部会長)

指摘のとおりだと思う。対象者という言葉がぴんと来ないので、本人という表現にしたいと思う。本人の状況把握の意味は、本人の環境と状態を把握し、適切な支援を判断する為に必ず訪問をするということ。それから後見制度について説明し、他の親族などからも同意を得る。あくまでも本人の意向に沿った申立である事も大切なので、本人と常に連絡を取ることも大切であるという主旨のものをここに入れるべきと思う。

(2)《各部会に共通するテーマ》成年後見人等の担い手となる市民後見人等の養成及び社会福祉協議会等関係機関との連携について

(高田班長)

資料に基づいて説明。

(佐藤部会長)

49ページ以降の説明があったが、何か意見あるか。

(高田班長)

市民後見人の定義や監督の部分は佐藤部会長に作成をお願いしました。また、第2次成年後見制度研究会報告書からも持ってきています。53ページの市民後見人の監督や支援も先生に見てもらいました。

(佐藤部会長)

言葉の使い方の問題だが、52ページの施行までの流れとあるが、「施行」という文字が 適当か。施行とは法律が制定されてその法律の内容が実施される事である、市民後見人に 関する法律が存在するわけではなく、モデル事業が展開というニュアンスである。市民後 見事業の実施の流れではどうか。

(赤荻委員)

全市町村ができるということで、やらなければならないということではない。この表現ではやらなければならないように見える。

(佐藤部会長)

全市町村が実施するにあたって予想される流れということになるだろう。そのような主旨に全体を訂正してはどうか。赤荻委員の指摘のように、このままでは疑問を持つ人も現れるだろうから、表現を訂正して欲しい。

(赤荻委員)

平成22年から千葉市も市民後見人の養成を始めたので、入れて欲しい。

(佐藤部会長)

55ページの県内の市民後見人の養成の取り組みところ、千葉市と松戸市が挙がっているが、他の市町村例もあったら寄せて欲しい。

(赤荻委員)

5.4ページに要綱は載っているが、カリキュラムも載せた方がよいのでは。

(高田班長)

第2次成年後見制度研究会報告書にまとめてありますが、各組織によって養成時間などがまちまちでしたので混乱するのではと思いました。

(佐藤部会長)

そこは要検討である。次回までに検討をして欲しい。

全く初心者の職員が、首長申立の事務をするときに一番わかりやすいのは申立書類例一式があると、目に見えるのだろうと思う。現実例を改ざんして載せることとなろうが、一式を後ろに添付するとわかりやすいのかなと恩う。

(山口委員)

自分でも最初に申立を担当したときにわからないことが多く困惑した。その時に裁判所のホームページに親族申立の場合の記入例が出ていて、参考にした。最近は詳しく書かれているので、それを補う様式があれば良いと思う。今は、市町村長申立てよりは、本人申立ての支援をどのように行ったらよいか、課題となっている。

(佐藤部会長)

裁判所のホームページにも出ているのでそれと重複しないように、どこまで載せるかを 検討して用意したいと思っている。

3 閉会

(佐藤部会長)

次回は1月19日(木)午後1時からである。

(高田班長)

その前に修正案などがありましたら、お寄せいただきたいと思います。長時間ありがと うございました。